

令和3年度第4回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 令和4年 2月14日（月）

午前9時30分から

場所 市役所 低層棟4階 職員控室

個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- (1) 若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（生活支援課）
- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の個人情報の目的外利用について（生活支援課）

※ (1)及び(2)については、一括して審議する。

個人情報保護審議依頼書

野保生第1008号
令和4年2月14日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第7条第4項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務
担当課等の名称	保健福祉部 生活支援課
開始・変更年月日	令和4年3月1日
審議依頼事項	条例第7条第2項第2号関係 公益上特に必要があると認め、要配慮個人情報を収集すること。 条例第7条第3項第7号関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を本人以外のものから収集すること。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	

令和3年度第5号



若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務について

1 若い夫婦世帯等への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の子育て世帯や非課税世帯等に対する給付金の対象外となる若い夫婦がいる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付することで、生活の支援を行うもの。

2 事務の流れ

- (1) 住民基本台帳から支給要件に該当する世帯構成の世帯を抽出し、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務」の対象である世帯を除いた世帯に給付金の案内文及び申請書を送付する。
- (2) 合わせてホームページ等で広報する。
- (3) 対象世帯から申請を受け付け、要件を審査し、給付の可否を決定し、通知書を送付するとともに、給付金を指定口座に振り込む。

3 本人以外から収集する個人情報

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務」において収集し、記録している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象であるか否かの情報を利用する。

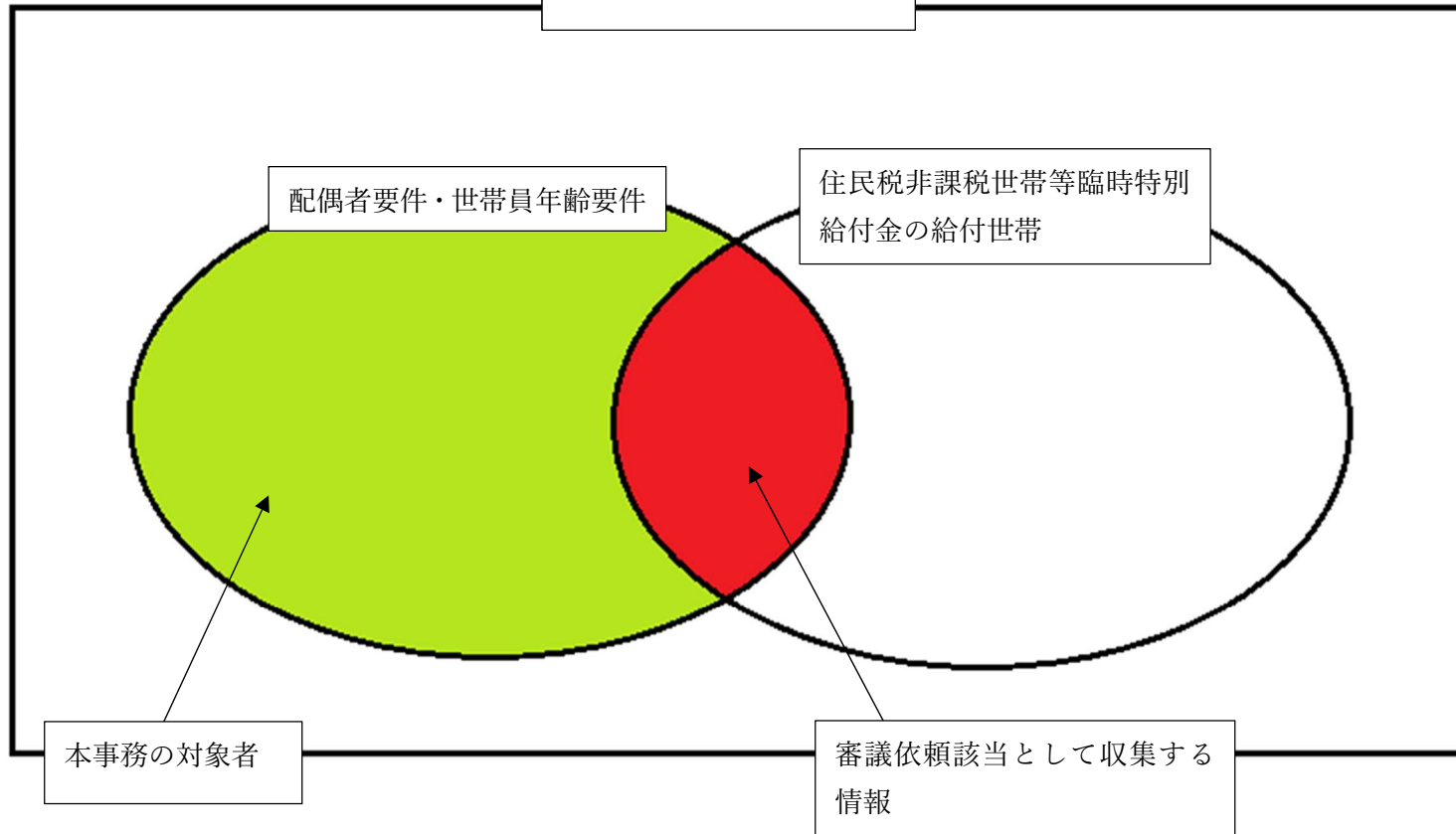
4 本人以外から収集することについて公益上特に必要があると認める理由

・目的外利用の効果及び他の手段の検討

対象者となる世帯に直接案内及び申請書を送付することで、対象者の給付金の申請に漏れが少なく、かつ対象者でない世帯に送付しないことにより、国による「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」との重複申請を防ぐことができ、適切な給付金の支給ができるため。

この点、ホームページ等による広報も活用するが、直接案内する方法がもっとも有効であると考える。

住民基本台帳



※配偶者要件・世帯員年齢要件については現在検討中です。

現時点で想定している以上の収集項目が出た場合、おって報告します。

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 生活支援課		
関係課等の名称					
届出年月日	R4. 2. 14	開始年月日	R4. 3. 1	最終変更年月日	
事務の名称	若い夫婦世帯等への臨時特別給付金事務				
事務の目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯や非課税世帯等に対する給付金の対象外となる若い夫婦がいる世帯等を対象に給付金を給付することで、生活の支援を行うもの。				
事務の概要	一般広報のほか、定めた基準日時点の住民基本台帳から抽出した、支給要件に該当する世帯に、給付金の案内文及び申請書を送付し、申請を受け付ける。要件を審査した後、給付について決定し、支給決定通知書を送付し、給付金を給付する。				
対象者	若い夫婦世帯等への臨時特別給付金の対象となる世帯の者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：令和4年 2月14日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類に記載された情報 <input checked="" type="checkbox"/> 受取口座確認書類に記載された情報 <input checked="" type="checkbox"/> 基準日時点の住所地 <input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けていない事実			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、生活支援課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input checked="" type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：令和4年 2月14日				
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）				
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input checked="" type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他（ ）				

令和4年2月14日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	若い夫婦世帯等への臨時特別給付金に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部 生活支援課
委託開始年月日	令和4年3月1日
委託する事務	・若い夫婦世帯等向けの臨時特別給付金支給台帳の作成業務
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとする。
備考	

個人情報保護審議依頼書

野保生第1008号-2
令和4年2月14日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
担当課等の名称	保健福祉部 生活支援課
開始・変更年月日	令和4年3月1日
審議依頼事項	条例第9条第1項第5号関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において利用するもの。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	

令和3年度第6号



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務において
収集している個人情報の目的外利用について

1 目的外利用する個人情報

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務」において収集し、記録している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象であるか否かの情報を利用する。

2 目的外利用することについて公益上特に必要があると認める理由

・目的外利用の効果及び他の手段の検討

対象者となる世帯に直接案内及び申請書を送付することで、対象者の給付金の申請に漏れが少なく、かつ対象者でない世帯に送付しないことにより、国による「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」との重複申請を防ぐことができ、適切な給付金の支給ができるため。

この点、ホームページ等による広報も活用するが、直接案内する方法がもっとも有効であると考える。

